

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 8 年度 第 6 回

農業委員会総会議事録

令和 8 年 9 月 16 日

令和 8 年度 第 6 回横手市農業委員会総会議事録

令和 8 年 9 月 16 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
4. 議案第 23 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
5. 報告第 7 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	1 4	近 江 清 廣	出
3	佐 藤 省 美	出	1 5	高 橋 馨	出
4			1 6	佐 藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	1 7		欠
6	千 葉 肇	出	1 8		欠
7	佐 藤 仁	出	1 9		欠
8	高 橋 正 也	出	2 0	丹 波 賢太郎	出
9	佐 藤 勇	出	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2	木 村 由美子	出
1 1	新 山 武	出	2 3		欠
1 2	千 田 誠 治	出	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

17番 高 橋 尚 也 委員
18番 小松田 英 人 委員
19番 高 橋 康 弘 委員
23番 堀 江 一 彦 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐 藤 亨
	農地振興係主査	佐々木 亮
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局副主幹	高 橋 慎
平鹿地域局		
雄物川地域局		
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
	農委事務局主任	堀 江 つ く し
十文字地域局	農委事務局参事	織 田 秀 介
山内地域局	農委事務局主任	小 徳 真
大雄地域局	農委事務局主査	大 沼 美 奈 子

議長	本日の出席者数は 19 名であります。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 6 回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第 23 条第 2 項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 12 番 千田 誠治 委員 20 番 丹波 賢太郎 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程 2、「議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
議長	はじめに「2 番」は、議席番号 21 番 武藤吉喜委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 21 番 武藤吉喜委員 一時退席)
議長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、説明いたします。議案書 2 ページをご覧ください。 「2 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。買い受けにより、経営規模の拡大をするものです。 以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 2 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「2 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「2 番」については、許可することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 21 番 武藤吉喜委員 着席)
議長	次に「6 番」は、議席番号 7 番 佐藤仁委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 7 番 佐藤仁委員 一時退席)
議長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、説明いたします。議案書 3 ページをご覧ください。 「6 番」は、大森地域局管内からの申請です。制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。 以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 6 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「6 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)

議長	全員賛成ですので、「6 番」については、許可することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 7 番 佐藤仁委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「1 番」から「11 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、説明いたします。議事参与の制限の案件を除く案件は「1 番」、「3 番」から「5 番」、及び「7 番」から「11 番」までの 9 件です。議案書 2 ページをご覧ください。 「1 番」は、横手地域局管内からの申請です。買い受けにより経営規模の拡大をするものです。 「3 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。買い受けにより経営規模の拡大をするものです。 「4 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。買い受けにより経営規模の拡大をするものです。議案書 3 ページをご覧ください。 「5 番」、「7 番」は、大森地域局管内からの申請です。「5 番」は、これまで借り受けしていた農地を譲り受けるものです。「7 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。 「8 番」から「10 番」は、十文字地域局管内からの申請です。「8 番」、議案書 4 ページの「9 番」は、買い受けにより経営規模の拡大をするものです。「10 番」は、これまで借り受けしていた農地を譲り受けるものです。 「11 番」は、山内地域局管内からの申請です。譲受人は、これまで宅地内で家庭菜園を行ってきました。この度、農地の譲り受けにより家庭菜園の拡大をするものです。 以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「1 番」から「11 番」について、許可することに賛成の方は、

挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「1 番」から「11 番」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 3、「議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 6 ページをお開き下さい。案件は 2 件になります。それでは、ご説明いたします。

「1 番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則第 44 条第 3 号に規定する「都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第一種住居地域）」にある農地であるとの理由から第 3 種農地と判断されます。

「事業概要」は、譲受人は 11 月に婚姻予定で、新居とする一般住宅を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は「宅地」、西側は「市道」、南側・東側は「田」となっております。

「資金計画」は、全額借入金で対応するとのことで、金融機関からの住宅ローン審査結果のお知らせにより確認済みです。

「排水計画」は、用水は市上水道から引き込み。汚水・生活雑排水は市下水道を利用。雨水排水は市道側溝へ放流させる計画です。

「被害防除」は、防護柵を設け、周囲への影響が無いようにすることです。

「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第 3 種農地であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、8 月 31 日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「2 番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則第 44 条第 3 号に規定する「都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（準工業地域）」にある農地であるとの理由から第 3 種農地と判断されます。

「事業概要」は、譲受人は現在妻と子供一人の 3 人で賃貸住宅にて生活しており、マイホーム取得のため一般住宅を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状

	況は、北側は法定外水路を挟み「田」、西側は法定外水路を挟み「市道」、南側は法定外水路を挟み「宅地」、東側は「田」となっております。 「資金計画」は、全額借入金で対応するとのことで、金融機関からの事前審査結果回答書により確認済みです。 「排水計画」は、用水は市上水道から引き込み。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置。雨水排水は市道側溝へ放流させる計画です。 「被害防除」は、防護柵を設け、周囲への影響が無いようにすることです。 「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。 「他法令」については、特にありません。 「申請地」は、第3種農地であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。 「現地調査」は、8月31日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。 以上の案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ております。説明は以上です。
議長	この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第22号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第22号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程4、「議案第23号 農用地利用集積等促進計画(案)の審議について」を上程いたします。
議長	はじめに、「整理番号1441番」は、議席番号12番 千田誠治委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号12番 千田誠治委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号1441番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。所有権移転です。議案書10ページの「整理

	番号 1441 番」は、秋田県農業公社が出し手から買い入れしていた農地を、令和 8 年 10 月 30 日付けの県公告により、受け手へ売り渡すものです。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断します。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1441 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 1441 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 12 番 千田誠治委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1439 番」から「整理番号 1461 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。はじめに所有権移転です。議案書 10 ページの「整理番号 1439 番」は、令和 8 年 10 月 30 日付けの県公告により、秋田県農業公社が出し手から農地を買い入れるものです。令和 8 年 11 月総会以降に受け手へ売り渡す予定です。 議案書 10 ページの「整理番号 1440 番」は、秋田県農業公社が出し手から買い入れしていた農地を、令和 8 年 10 月 30 日付けの県公告により、受け手へ売り渡すものです。 次に権利設定です。議案書 11 ページの「整理番号 1442 番」から、議案書 13 ページの「整理番号 1461 番」の 20 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 10 月 30 日付けの県公告により受け手へ貸し付ける予定です。 なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第 23 号別紙資料「農地中間管理事業 貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。 また、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断します。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1439 番」から「整理番号 1461 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1439 番」から「整理番号 1461 番」については、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 23 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。
議長	日程 5、「報告第 7 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	議案書 15 ページをお開き下さい。報告件数は 4 件になります。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、 地域局管内です。 「照会地」は、 地区交流センターから へ約 k mに位置しております。隣接地との状況は、北側は宅地を挟み「山林」、西側・東側は「宅地」、南側は「県道」となっています。 「土地の状況」は、昭和 45 年頃、申請者の亡き父が農地転用許可申請の手続きを失念したまま、車庫兼農作業小屋を新築してしまったとのことで、現在も同様の状況であるため農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。 「現地調査」は、8 月 7 日、佐藤省美委員、高橋尚也委員、日野清和推進委員と事務局で実施しております。 「調査結果」は、8 月 10 日付けで記載のとおり報告しております。 「2 番」は、 地域局管内です。 「照会地」は、 地区交流センターから へ約 k mに位置しております。隣接地との状況は、北側・西側は「市道」、東側・南側は「宅地」となっています。 「土地の状況」は、申請者の亡き祖父の弟が分家する際に土地を譲り、弟が住宅を建築し、その後、別の親族がその土地に住宅を建て直したとの経緯で、農地法の許可が必要との認識がなかったようだととのことで、現在も同様の状況であるため農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。 「現地調査」は、8 月 14 日、佐藤省美委員、高橋尚也委員、富岡祥吾推進委員と事務局で実施しております。 「調査結果」は、8 月 14 日付けで記載のとおり報告しております。 「3 番」は、 地域局管内です。 「照会地」は、 地区交流センターから へ約 mに位置して

おります。隣接地との状況は、北側・南側は「宅地」、西側は法定外水路を挟み「田」、東側は「国道」となっています。

「土地の状況」は、申請者の宅地に隣接する土地で、農業委員会の許可が必要と認識がなく、植栽や庭石により庭園として自宅用地と一体で利用してきたとのことで、現在は国道の収用に伴い更地となっており、土地は固く締まっている状態のため、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、8月28日、佐藤省美委員、堀江一彦委員、富岡祥吾推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、8月31日付けで記載のとおり報告しております。

「4番」は、[]地域局管内です。

「照会地」は、市役所[]庁舎から[]へ約[]kmに位置しております。隣接地との状況は、[]番[]については、北側は水路を挟み「田」、西側は「市道」、南側・東側は「雑種地」となっています。[]番[]については、北側・西側は「市道」、東側は「畑」、南側は「雑種地」となっております。

「土地の状況」は、申請者の家族が経営している[]業の資材置場等として平成19年頃から利用しており、農地転用許可の手続きを失念していたとのことで、現在も同様に利用されていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、8月12日、佐藤保委員、近江清廣委員、伊藤美緒推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、8月14日付けで記載のとおり報告しております。報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第7号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第6回総会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

(10時28分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和8年9月16日

議 長 飯 野 正 和

署名委員 千 田 誠 治

署名委員 丹 波 賢太郎
